

## 三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成26年5月30日(金)  
開会 午後 1時00分  
閉会 午後 3時30分
2. 会 場 みよしまちづくりセンター 2階 会議室
3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 藤 原 博 巳  
委 員 土 井 純 子  
教 育 長 児 玉 一 基
4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也  
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士  
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 出 口 康 子  
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘  
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子  
社 会 教 育 課 主 任 宮 西 美 裕
5. 議事日程
  - (1) 報告1 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部改正  
について
  - (2) 議案第9号 三次市奥田元宋・小由女美術館副館長の任命について  
(非公開)
  - (3) 議案第10号 三次市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について  
(非公開)
  - (4) 議案第11号 平成27年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市  
採択基本方針について

- (5) 議案第12号 三次市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について  
(非公開)
- (6) 議案第13号 三次市教科用図書採択地区調査員の委嘱について (非公開)
- (7) 議案第14号 三次市就学援助費支給規則の一部改正について
- (8) 議案第15号 三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部改正について
- (9) 議案第16号 三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について
- (10) 議案第17号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について  
(非公開)
- (11) 協議1 6月補正予算要求について (非公開)
- (12) 報告2 三次市社会教育委員の分野変更について (非公開)

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長の挨拶をお願いします。

沖田委員長 一挨拶一

社会教育課長 委員長に進行をお願いします。

沖田委員長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第9号、第10号、第12号、第13号および協議・報告事項の報告2については人事案件のため、また議案第17号および協議・報告事項の協議1については議会提出前の議案であり公開になじまないものと判断する。については同会議規則第16条第1項により非公開にしたいと思うので皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし一

沖田委員長 それでは、議案第11号、第14号から第16号および協議・報告事項の報告1については公開とし、議案第9号、第10号、第12号、第13号、第17号および協議・報告事項の協議1と報告2については非公開とする。

沖田委員長 続いて、教育長報告をお願いします。

児玉委員(教育長) まず、社会教育課関係について報告する。5月28日(水)にチャレンジー2014を行った。三次市の参加者は18,193人、参加率は32.5%であった。対戦相手の福島県伊達市の参加者は20,563人、参加率は32.0%であった。昨年度に続いて三次市が勝利した。みなさんのご協力に

感謝する。

次に、学校教育課関係について報告する。通学区域自由化制度について学校や保育所等を通じて、来年度小学校に入学する子ども485名、現在小学校6年生の児童503名、中学校3年生の生徒462名、通学区域自由化制度を利用している児童生徒の保護者302名、合計1,752名にアンケート調査を行う予定である。アンケート調査結果を踏まえて通学区域自由化制度について議論していきたい。

沖田委員長 それでは、協議・報告事項の報告1について、事務局からの説明を求める。  
教育委員会事務局付課長 一三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部改正について—

議案第9号 三次市奥田元宋・小由女美術館副館長の任命について  
(人事案件につき非公開)

議案第10号 三次市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について  
(人事案件につき非公開)

沖田委員長 それでは議案第11号平成27年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について、事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付課長 平成27年度は、小学校の教科書が改訂される。平成25年度に教科書検定が実施され、今年度である平成26年度が採択年度となる。よって三次市教科用図書採択基本方針を定める。

教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言または援助により、種目ごとに1種の教科用図書について行うこととなっている。広島県教育委員会が示している「平成27年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針」に基づき、「平成27年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針」を定める。

沖田委員長 広島県の基本方針に「ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること」が加えられた背景や理由を教えてください。

教育委員会事務局付課長 昨年度、様々な教科書問題が話題になり、文部科学省から公開に努めるようにと指示があった。そのため、広島県教育委員会がこのような方針を明確にし、基本方針として示した。

小根森委員 「有用と思われる情報」とは、どのような情報が教えてください。

教育委員会事務局付課長 三次市では教育委員会会議で審議した内容を既に公開しており、これ以上の公開は難しいのではないかと考えている。何をもち有用とするかについて

は協議が必要である。県も明快な答えを持っていない。三次市としてはこれまで通りの公開状況が適切ではないかと考える。

児玉委員（教育長） 選定委員会や調査委員会で議論されたことは、三次市採択基本方針（案）（４）ウ「その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公開について、検討すること」の「有用と思われる情報」にあたるのか。

沖田委員長 三次市採択基本方針（案）（４）イ（ア）の「教科用図書の研究のために資料を作成したときは」とあるが、これは県が作成した選定資料のことを指すのか、教育長が先ほど言われたことも入るのか。

教育委員会事務局付課長 三次市の調査員が作成した選定資料を指す。ウについては、「検討すること」とあるので、公開するかどうか検討していくという方針を示す。有用と思われる情報を決定するのではない。

沖田委員長 公開するのではなくて公開について検討するということか。

土井委員 検討した結果、公開しないということもあるのか。

沖田委員長 あり得る。

児玉委員（教育長） 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約には、「選定委員会での協議の内容及び決定された事項については口外してはならない」とあるが、三次市採択基本方針（案）（４）ウで選定委員会の内容を公開しようとして決定したときには、どのように整理するのか。

教育委員会事務局付課長 結果についての公開はする。

教育次長 選定委員には決定権はない。教育委員会会議で決定された事実は公表されているので、口外にはあたらない。選定の内容については口外すべきでない。

教育委員会事務局付課長 三次市として公開していたのは採択した結果とその理由についてである。選定資料については公開していない。

沖田委員長 提案どおりでよろしいか。

委員一同 一承認一

議案第 1 2 号 三次市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について  
（人事案件につき非公開）

議案第 1 3 号 三次市教科用図書採択地区調査員の委嘱について  
（人事案件につき非公開）

沖田委員長 続いて議案第 1 4 号三次市就学援助費支給規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、三次市就学援助費支給規則の一部改正について提案するものである。現在、三次市就学援助費支給規則第 3 条第 2 号を用いて就学援助費の支給対象を決定する際に、生活保護法による保護基準額の合計額のみでなく、

特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表の額も一部用いている。認定基準について実情に合わせて表現を修正しようとするものである。第3条第2号ア中「，生活保護法による保護基準額」の次に「等を基準とし，総合的に勘案した額の」を加える。

沖田委員長 規則の一部改正についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

沖田委員長 続いて議案第15号三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部改正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は，三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部改正について提案するものである。学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の交付により，学校保健安全法施行規則中の「第7条第9項」が「第7条第8項」に1項繰り上がることに伴い，三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領中の引用条項の改正が必要となったことによる。本則中「，規則第7条第9項」を「，規則第7条第8項」に改める。

沖田委員長 要領の一部改正についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

沖田委員長 次に議案第16号三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付課長 この議案は，三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について提案するものである。広島県教育委員会が定めた自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正に伴い改正する。県では他所属の事務職員，事務局職員，県立学校職員を同乗させること及び他所属の事務職員，事務局職員，県立学校職員の自家用車へ同乗することを認めることとした。県の改正に伴い，所属長は，所属在勤庁が同一である者の同乗や在勤庁を異にする他所属の者を同乗させること及び在勤庁を異にする他所属の者が所有する自家用車へ同乗することを認めることができることとした。

沖田委員長 要綱の一部改正についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

議案第17号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について  
(議会提出前の議案のため非公開)

協議1 6月補正予算要求について  
(議会提出前の議案のため非公開)

報告2 三次市社会教育委員の分野変更について  
(人事案件につき非公開)

沖田委員長 これをもって本日の会議を終了する。